

## 岐阜女子大学における公的研究費の内部監査マニュアル

制定 平成 27 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 このマニュアルは、岐阜女子大学（以下「本学」という。）における公的研究費の内部監査（以下「監査」という。）の実施を円滑かつ効果的に推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 このマニュアルにおいて、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「通常監査」とは、監査を実施年度において、本学に所属する研究者が研究代表者及び研究分担者として交付を受けている研究課題数の概ね 10% 以上を対象とした、通常の監査をいう。
- 2 「特別監査」とは、通常監査を行う研究課題のうち概ね 10% 以上を対象とした、特別の監査（書類上の監査に止まらず、実際の使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた監査）をいう。
- 3 「内部監査部門」とは、公的研究費のモニタリング及び監査を行うために、最高管理責任者が設置する部門をいう。

### (監査の対象)

第 3 条 監査の対象は、本学の公的研究費に係る業務全体とし、通常監査及び特別監査の 2 種類を実施する。

第 4 条 監査事項は次のとおりとする。

#### 1 通常監査

- (1) 直接経費の管理状況の確認
- (2) 設備等に係る事務等の確認（寄付受入、資産登録等）
- (3) 公的研究費の使用に関する書類の整理・保管状況の確認
- (4) 本学の諸規程に従った執行状況の確認
- (5) その他通常監査に係る必要な事項

#### 2 特別監査

- (1) 購入物品の使用状況等の確認（現物確認）
- (2) 短期雇用者等の勤務実態の確認
- (3) 他の公的研究費の執行状況、経費の合算・混同使用等の有無
- (4) その他特別監査に係る必要な事項

(監査の実施)

第5条 内部監査部門は必要に応じて、コンプライアンス推進責任者、不正使用防止対策委員会、本法人の監事及び会計監査人との連携により、別表に掲げる事項に応じた効果的かつ実効性のある監査を必要に応じて実施する。

- 2 監査の実施にあたっては、被監査対象者の業務を著しく阻害しないよう心掛けなければならない。

(実施の通知)

第6条 内部監査部門は、監査の実施にあたり、原則として被監査対象者に対し、監査実施の時期、日程、範囲、監査項目等を事前に通知するものとする。

附則

このマニュアルは、平成27年4月から施行する。

## 不正の発生要因チェックリスト(第5条関係)

| 事項         | 不正の典型的なパターン   | 主な発生要因  | 不正が起こる背景   |
|------------|---|---|--|
| 物品購入に係る不正  | <p>○業者と結託し、購入に係る架空の取引により、支払われた代金を業者に預け金として管理させ、別の用途に流用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽の消耗品購入伝票を作成し別の物品を購入したり、自らに還流させ学生の旅費等に充当。</li> </ul>   | <p>○研究者と業者間が密接になる取引慣行。</p> <p>○物品の発注から納品検収までを研究者あるいは研究室で行うシステム。</p> <p>○事務局による研修体制の不十分さと研究用物品に関する事務職員の専門性の不足等。</p> <p>○予算がないのに次年度に支払うことを約束して物品を納入させる行為。</p> | <p>○自分の取った研究費は自分のものと思っている研究者の意識。</p> <p>○ルールを守ってはいない研究ができないと思っている研究者の意識。</p> <p>○この位は許されると思っている研究者の意識。</p> <p>○研究が第一と思っている研究者の意識。</p>                                    |
| 謝金・賃金に係る不正 | <p>○出勤簿を捏造、改ざんによって謝金の水増しや架空の雇用者の賃金の請求を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究協力者に支払う謝金を、実際より多い勤務時間で請求。</li> <li>・研究室の学生に、実態がないにもかかわらず、短期賃金雇用者として、賃金を大学に支払わせ、支払させた賃金を研究者に還流。</li> <li>・不正により得た資金で、学生の旅費や謝金の上乗せ、研究に必要な消耗品の購入等に充当。</li> </ul> | <p>○雇用者の勤務管理等を、研究者任せで大学の管理部門が勤務実態を把握していない。</p>  | <p>○競争的資金制度ルールや大学内ルールが種々混在していることによる複雑化。</p> <p>○単年度会計主義と資金の配分の遅れによる不正使用の誘発。</p> <p>○科研費の繰越の対象が大幅に追加されたが、制度の不理解。</p> <p>○資金の費目間流用に制限があるため、実際の研究活動に必要な資金需要に対応できない等の指摘。</p> |
| 旅費に係る不正    | <p>○カラ出張や水増し出張による不正取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実体のない出張報告者を提出し旅費を取得。</li> <li>・出張計画より実際の用務日数が少ないにもかかわらず、その旨を報告せずに日数を水増し、旅費を不正に取得。</li> <li>・不正により取得した旅費を、同行した研究者の配偶者の旅費や懇親会等の経費に充当。</li> </ul>  | <p>○出張が申請どおり行われたかどうか、航空券の使用半券や領収書を徴収していないなど、チェック体制の不備。</p>  | <p>○類似の研究活動であっても他の競争的資金と合わせての機器の購入が不可。</p>   |